

SDGs 登録・認証制度について

SDGs 未来都市計画において、県内企業・団体等の SDGs に向けた取組を促進させるため構築を予定している「SDGs 登録制度」について以下のとおり進めます。

1 国ガイドライン（地方創生 SDGs 登録・認証制度ガイドライン）

国においては、地域の様々なステークホルダーの連携による SDGs を原動力とした地域課題等の解決に向けた取組（地方創生 SDGs）を推進する施策の 1 つである「地方創生 SDGs 金融」を推進する具体策として、登録・認証制度を位置付けています。（⇒詳細別紙）

令和 2 年 10 月 15 日に示されたガイドラインでは、3 つの制度モデルが示されました。（⇒詳細別紙）

（1）宣言

地域事業者等が地方創生 SDGs に取り組む意思を宣言する。

（2）登録

地域事業者等が地方創生 SDGs の取組を表明・自己評価し、登録する。

（関与・寄与するターゲットをチェック（項目は県においてオリジナル）、経済・社会・環境での目標（KPI）を設定し、HP で公表）

（3）認証

第三者が、地域事業者等の地方創生 SDGs の取組を評価し、認証する。

（上記（2）に加え、申請時及び設定期間ごとの第三者機関による審査を行う。）

2 他団体状況

上記ガイドライン等によると、既に取り組んでいる主な自治体は以下のとおり

- （1）宣言制度：岐阜県、真庭市、静岡市
- （2）登録制度：長野県、神奈川県、熊本県
- （3）認証制度：なし

3 三重県における進め方

- 本県においては、SDGs に取り組む企業・団体等を拡大し、取組内容の充実を図るため、SDGs 未来都市計画にも記載しているとおり、企業・団体等にとって取り組みやすく、かつ、実際の取組・行動を「見える化」して取り組んでいく「登録制度」の構築に向けて、三重県地方創生会議・SDGs 部会で有識者の意見もいただきながら検討を行っていきます。